

令和2年2月28日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）

令和2年2月28日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」がありました。

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、県立学校を令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業とします。臨時休業中の行事等の対応については、下記のとおりです。

については、児童生徒、保護者へ周知願います。

なお、臨時休業により児童生徒へ大きな影響がある場合には、高校教育課もしくは特別支援教育課へ相談願います。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間

2 臨時休業中の児童生徒の健康管理

児童生徒については、「児童生徒用の配付資料例」及び新型コロナウイルス感染症についての啓発チラシを活用し、以下の点について指導願います。

- ・ 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨をふまえて、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・ 家庭においては、体温測定を行うなど、体調管理につとめること。
- ・ 臨時休業期間は、咳エチケット、手洗い、うがい、部屋の換気など通常の風邪予防を心がけるとともに、生活リズムが乱れないように起床・就寝時間や学習時間等規則正しい生活をし、バランスのとれた食事や十分な睡眠等に気をつけること。

また、保護者に対しては、別添「保護者用の配付資料例」及び新型コロナウイルス感染症についての啓発チラシを活用のうえ周知願います。

3 卒業式

臨時休業中の卒業式については中止する。ただし、卒業証書の手交の方法については、各学校の判断とする。

4 県立高等学校入学者選抜後期選抜

現在のところ、当初の計画どおり実施要項に基づいて実施する予定である。感染者が出た場合は、別に受検機会を設ける予定である。

5 県立特別支援学校入学者選考（再募集）

現在のところ、当初の計画どおり実施要項に基づいて入学者選考（再募集）を3月10日（火）に、また以降の追選考を適宜実施する予定である。感染者が出た場合は、別に受検機会を設ける予定である。

6 休業中の連絡体制の確保

メール配信システム等の活用など、学校からの連絡が児童生徒及び保護者に確実に伝わるようにすること。

7 教育課程等

- ・ 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- ・ 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。
- ・ 部活動については休止とする。ただし、自宅での活動を禁止するものではないが、自主的な活動であっても集団で活動することがないよう指導すること。

8 特に指導が必要な児童生徒への対応

進路指導や家庭の状況等により特別な配慮が必要な場合は、学年や学級で登校させることをせず、教職員が個別に対応する。

特別支援学校の幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることをないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

9 教職員の勤務

教職員の勤務については通常どおりとする。

10 体育施設の開放

臨時休業中は中止する。

事務担当 高校教育課 高校教育班 河合 貞志

TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023

特別支援教育課 特別支援教育班 酒井 未央

TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023

保健体育課 健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023